

報道関係各位

件 名 第 12 次飯能市緊急経済対策について

1 趣旨

本市では、国の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金（以下「重点支援地方交付金」という。）を活用し、第11次緊急経済対策に取り組んでいます。

重点支援地方交付金については、「強い経済」を実現する総合経済対策～日本と日本人の底力で不安を希望に変える～」（以下「経済対策」という。）（令和7年11月21日閣議決定）において、物価高騰の影響を受けた生活者や事業者を引き続き支援するために重点支援地方交付金を拡充する旨が盛り込まれたことを踏まえ、国の令和7年度補正予算案において追加計上され、本日にも可決、成立する見通しとの報道がなされています。

内閣府地方創生推進室からは、今般の経済対策において対策の早期執行が挙げられた趣旨を踏まえ、地方公共団体に対して重点支援地方交付金を活用した支援について可能な限り年内での予算化が依頼されているところです。

本日、令和7年第5回飯能市議会定例会にて議決を得ましたので、別紙のとおり第12次飯能市緊急経済対策を実施してまいります。

2 概要

- (1) 第 12 次飯能市緊急経済対策の概要
別紙のとおり

担当者 産業振興課長 大久保
連絡先 Tel042-973-2111（内線 650）

1 第 12 次飯能市緊急経済対策 131,190 千円

※追加交付の限度額の一部を以下の事業費の全額に充当

(1) 生活者支援 131,190 千円

施 策	概 要
水道基本料金免除事業	水道料金の基本料金 4 か月分を免除する。 なお、使用水量に応じた料金の減免はありません。

※ 追加交付の限度額と今回充当する事業費との差額分の活用方法については、現在検討を行っているところであり、令和 7 年度中に飯能市議会に補正予算（案）として提出し実施する予定です。